

設計業務等変更ガイドライン

令和2年8月

茨城県牛久市

目 次

1. はじめに	1
2. 設計変更の対象となり得るケース	2
3. 設計変更の対象とならないケース	8
4. 設計変更手続フロー	8

1. はじめに

(1) 設計業務等の特性

設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元関係機関との協議等のプロセスを経て履行するものである。

※「設計業務等」とは、測量業務、建築関係建設コンサル、土木関係建設コンサル、地質調査業務、補償関係コンサル、不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明を言う。

(2) 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の基本理念において「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結し、信義に従って誠実にこれを履行するよう配慮されなければならない」（品確法第3条）と示されていると共に、発注者の責務において「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」及び「工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を講ずること。」（品確法第7条第1項第7号）が規定されている。

(3) ガイドライン制定の目的

設計変更に係わる業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者が共に、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、設計業務等変更ガイドラインを制定する。

なお、この設計業務等変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。また、設計変更ガイドラインの契約図書への位置付けを契約の一事項として扱うこととし、仕様書等へその旨を記載する。

※契約金額により、契約約款の条番号が異なる場合があるので注意する。また、各種共通仕様書に準拠する。このガイドラインは、茨城県設計業務等共通仕様書を採用し、条番号を示している。

(4) 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、年度末の業務集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注業務時期等の平準化を図る。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越の適切な運用を行なう。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続遅延や関連する他の業務遅延等に備え、前提条件を明示して設計図書の変更を円滑化に図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成すると共に、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札前に設計図書を確認し、疑義が生じた場合には質問することが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について確認を行なう。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程を共有し、速やかに、かつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で条件等が異なる場合には、必要に応じて設計図書の変更を行なう。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

2. 設計変更の対象となり得るケース

(1) 基本事項

下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- ① 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合。
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず業務着手できない場合。
- ③ 所定の手続（契約約款第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条）を行ない、発注者が設計図書の訂正又は、変更が必要であると認めた場合。
- ④ 設計の基準となる示方書、指針等が改訂になった場合。（改訂に伴い、新たな

検討項目の追加により費用増（減）となる場合は、変更協議の対象）

- ⑤ 受注者の責によらない履行期間の延期や短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。

(2) 留意事項

設計図書の変更・指示にあたっては、下記の事項に留意する。

- ① 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更協議にあたる。

- ② 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行なう。

※「指示」、「協議」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。

- ③ 設計図書の変更手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行なうものとする。

- ④ 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行なうこと。（プロポーザル方式の場合）

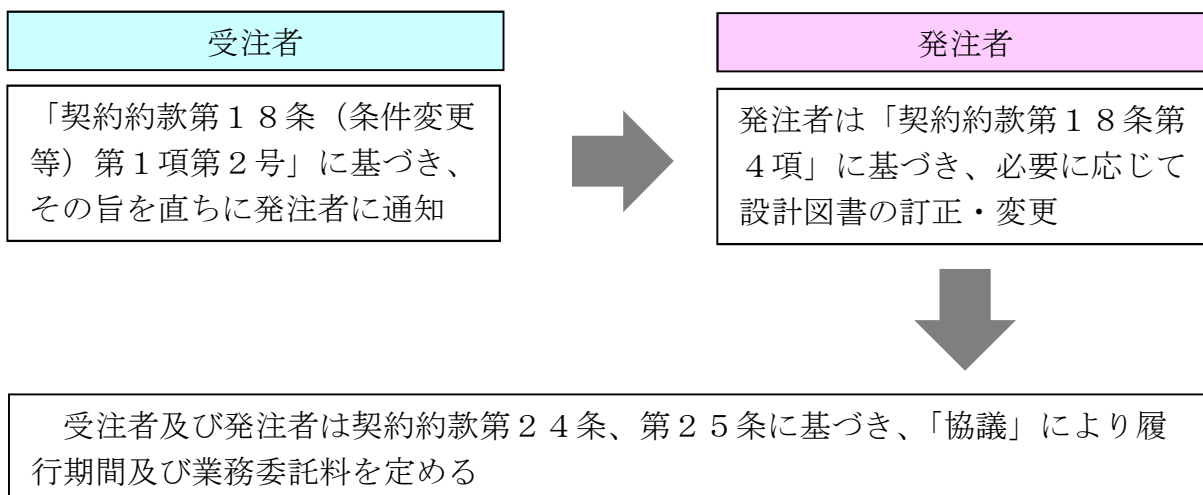
(3) 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏^{だつろう}がある場合の手続

（契約約款第18条第1項第2号）

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合は、発注者に確認し誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬^{ごびゅう}又は脱漏^{だつろう}を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行ない、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行なう。

- 例1. 貸与された資料を確認したところ、公告されている数量に誤りがあった。
例2. 必要な工種の設計について、仕様書等に明示がなかった。
例3. 条件を明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。・・・等

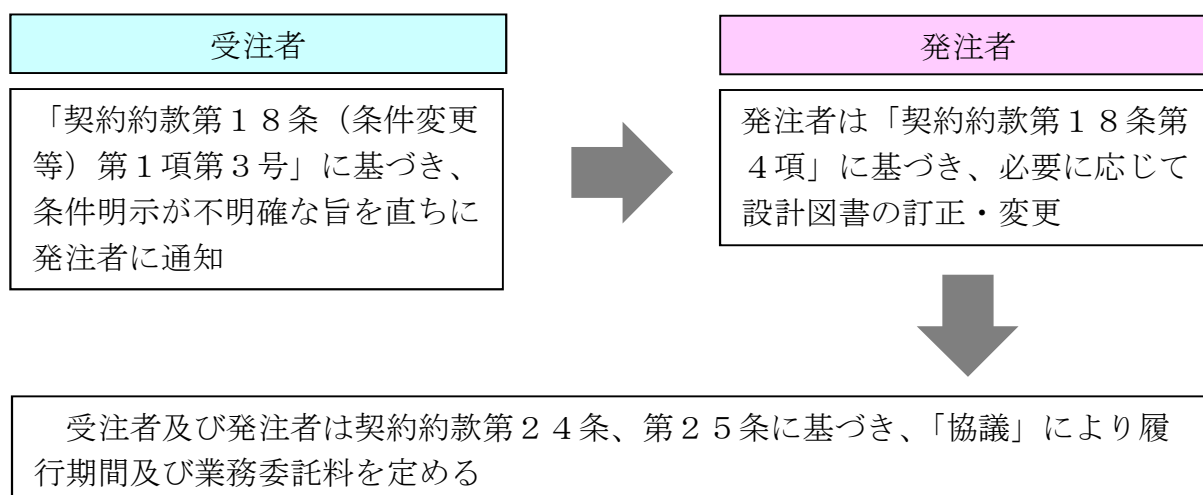


(4) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

(契約約款第18条第1項第3号)

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたって、どのように設計して良いか判断がつかない場合などのことである。受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行ない、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行なう。

- 例1. 同時進行の調査結果を用いて検討することは、明記されているが貸与時期が明記されていない。
- 例2. 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- 例3. 既存設計で記載されているはずの、座標値が設計図書に未記入であった。
- 例4. 関連する他の業務等との業務範囲が明確でなかった。・・・等



(5) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続

(契約約款第18条第1項第4号)

○ 自然的な履行条件として、設計する構造物の範囲、地形、水深等がある。

また、人為的な履行条件として、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行ない、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行なう。

例1. 現地の地形や地質条件が既存成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。

例2. 詳細な地質調査の結果や詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。

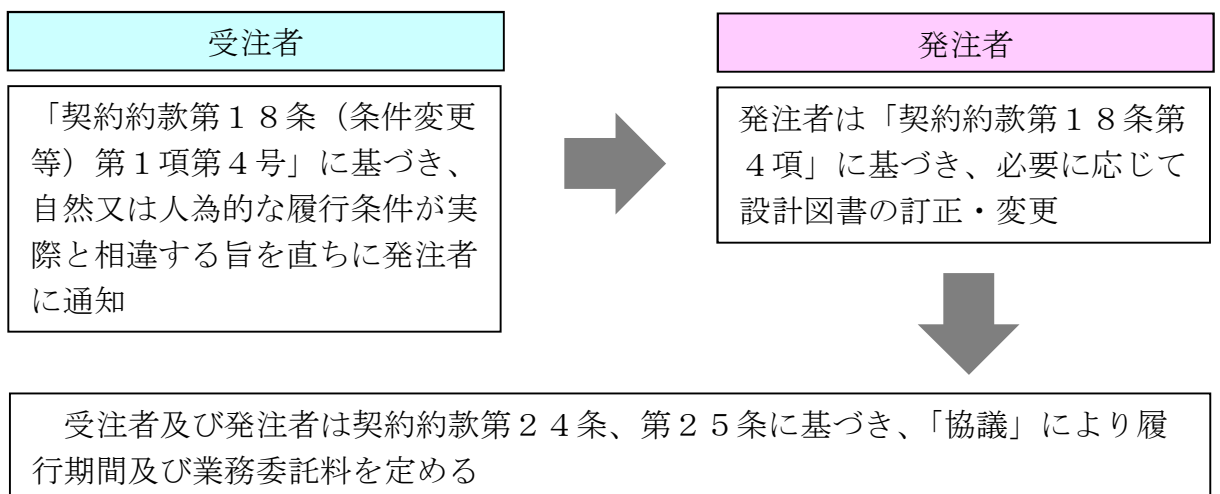
例3. 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。

例4. 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等の続行ができなかった。

例5. 関連する他業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行ができなかった。

例6. 設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。

例7. その他、新たな制約等が発生した場合。・・・等

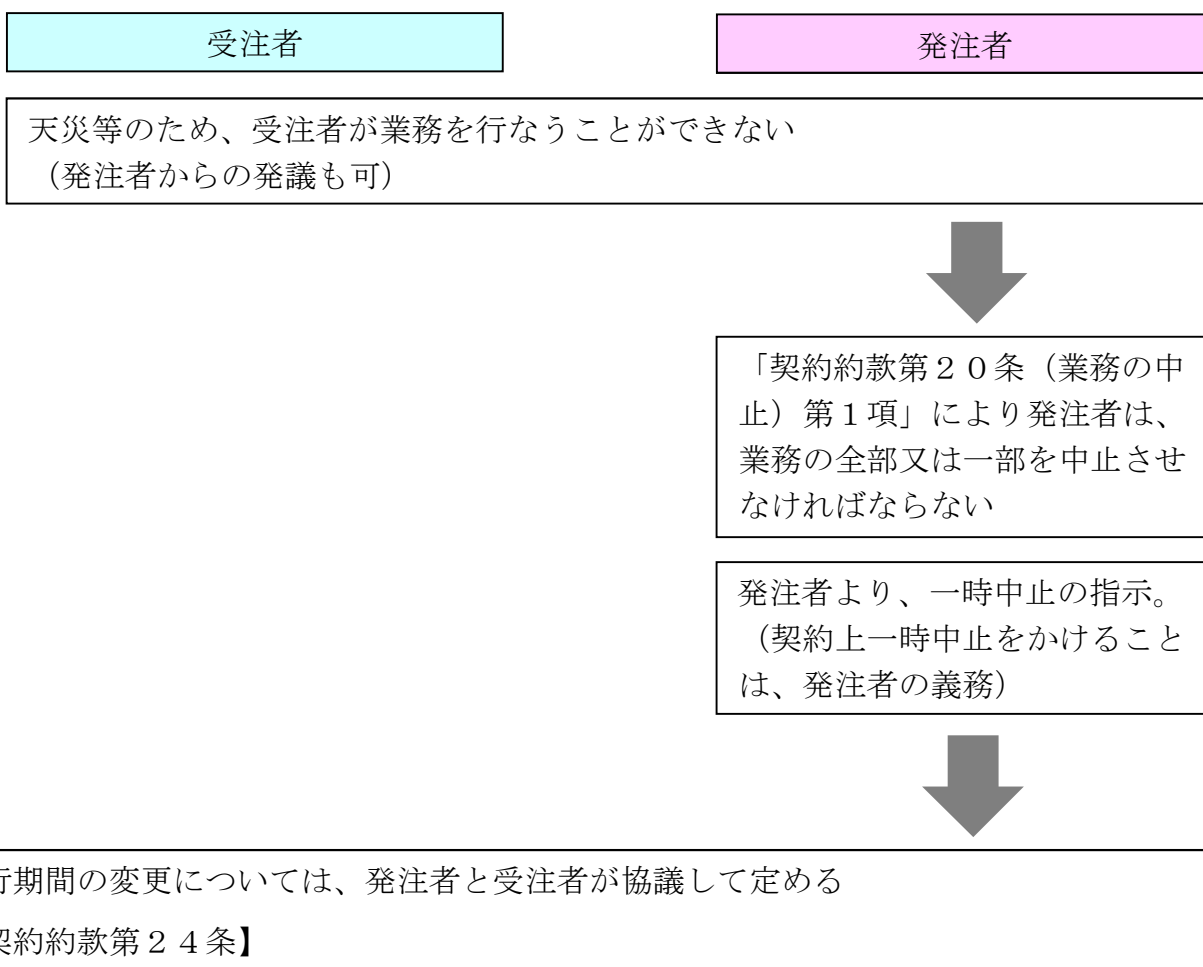


(6) 業務中止の手續

(契約約款第20条、共通仕様書第1124条)

- 第三者の所有する土地への立入の承諾を得ることができない場合や天災等、受注者の責に帰さない事由により、業務を行なうことができないと認められる場合があげられる。(現場調査業務を委託し、契約約款等に規定されている場合に限る。) この場合には、発注者は業務の全部又は一部を中止させなければならない。

- 例1. 第三者の土地への立入許可が得られなかった。
- 例2. 環境問題等の発生により、設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- 例3. 天災等により、設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の流れが不適當又は不可能となった。・・・等



※必要に応じて変更工程表等を提出。

(7) 受注者の請求による履行期間延長の手続

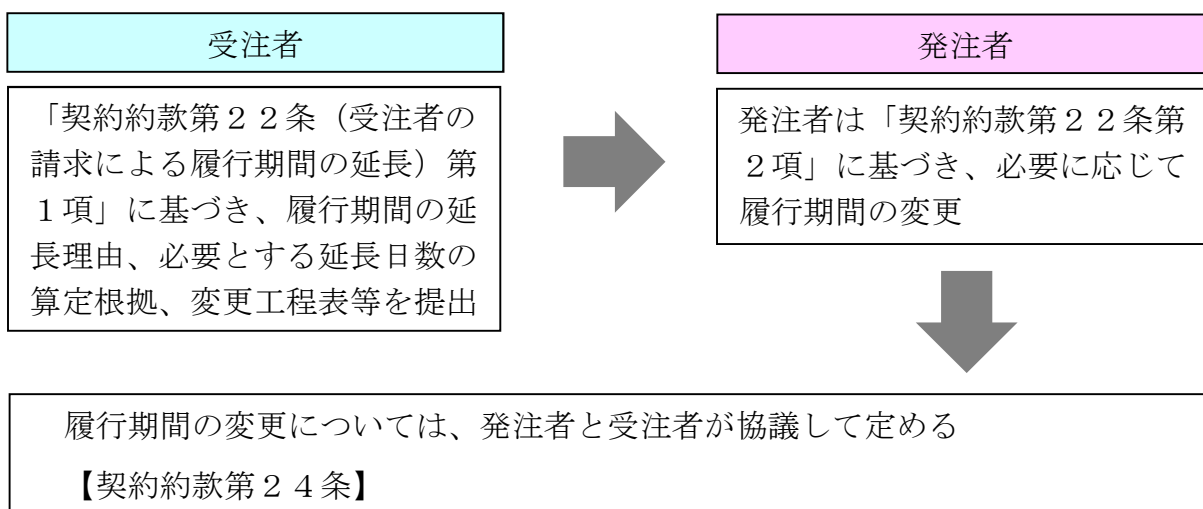
(契約約款第22条、共通仕様書第1123条)

- 受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入の承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行なう。

例1. 第三者の土地への立入許可が得られなかった。

例2. 天災等により、業務の履行に支障が生じた。



(8) 設計図書の点検範囲を超えるもの

(共通仕様書第1105条)

- 発注者が行なうべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

例1. 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。

例2. 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。

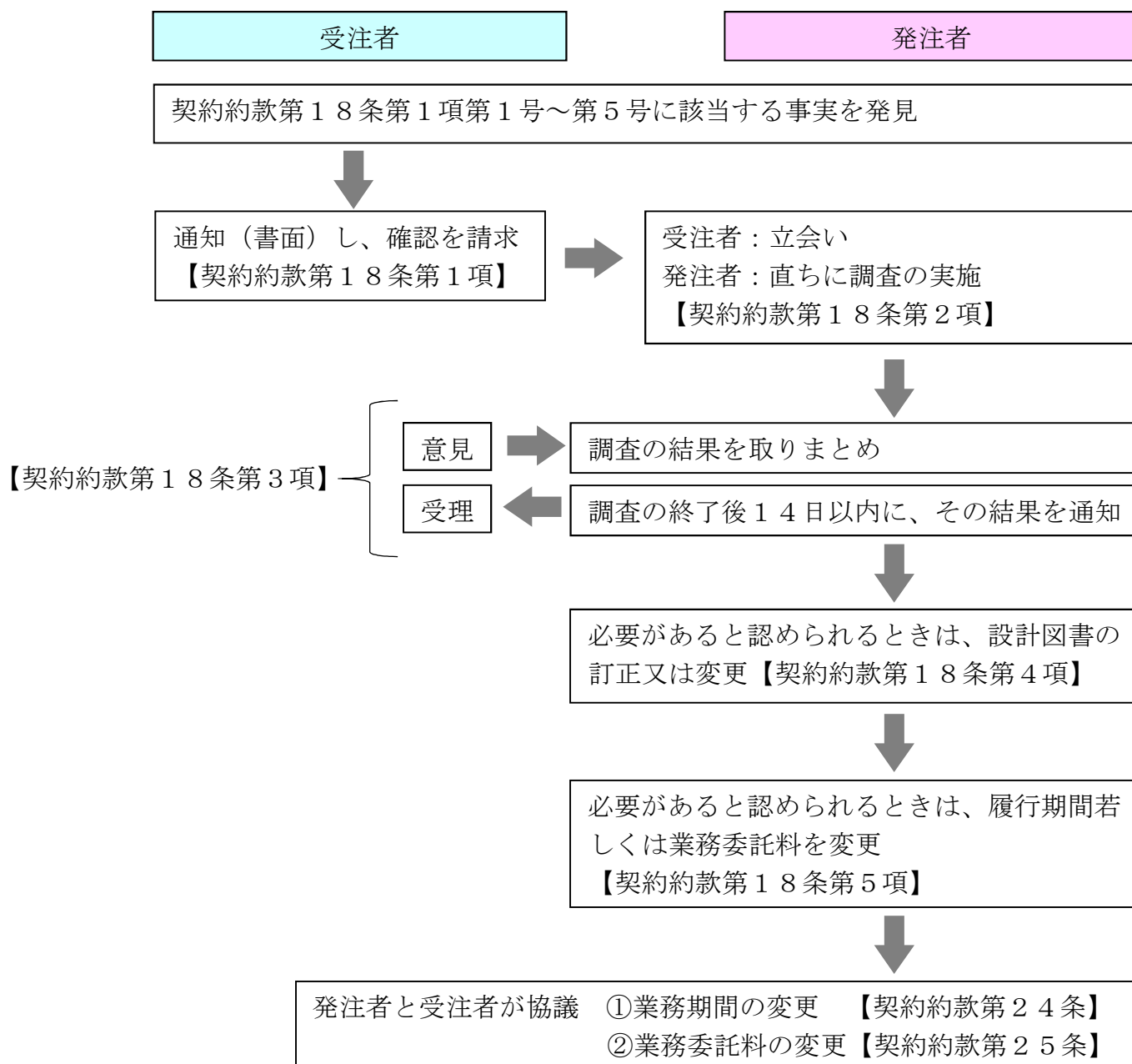
例3. 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。

3. 設計変更の対象とならないケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。ただし、契約約款第26条（臨機の措置）の場合は、この限りではない。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して業務を実施又は手戻りが生じた場合。
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
- ③ 契約約款や共通仕様書等に定められている所定の手続を経ていない場合。
(契約約款第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。

4. 設計変更手続フロー



発行日 令和2年8月19日

発行者 茨城県牛久市

編集 牛久市総務部契約検査課